

柳城中学校いじめ防止基本方針

【概要版】

令和6年5月 柳川市立柳城中学校

平成29年3月に、国の「いじめ防止基本方針」が改定され、福岡県および柳川市の基本方針も改定されました。これを受け、柳城中学校のいじめ防止基本方針を改定しました。

「柳城中学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法に基づく、本校の『行動計画』で、このたび概要版を作成し、HP上に公開します。この方針に基づき本校は今後も、「いじめをしない、させない、みのがさない学校の実現」に向けて取り組んでいきます。

柳城中学校はいじめ防止等のために次のことに取り組みます。

- ① いじめの早期発見に取り組みます。
 - いじめの問題に対する学校の取組充実に向け「いじめの早期発見・早期対応の手引」（福岡県教育委員会作成）の活用を一層徹底し、教師の視点からの早期発見に取り組みます。
 - 生徒の視点からの早期発見に取り組みます。
 - ◇ 定期的ないじめアンケート等（毎月1回実施、学期1回・年3回は無記名）を実施します。
 - ◇ 教育相談期間等を設定し、生徒との面談を実施します。
 - ◇ 相談ポストを職員室前に設置し、毎日確認します。
 - 三者面談や家庭訪問の他、家庭との連絡を取りながら、保護者の視点からの早期発見に取り組みます。
- ② いじめの早期対応に取り組みます。
 - いじめを行った生徒に対しては、学校の毅然とした組織的指導の徹底及び再発防止の徹底を図ります。
 - 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、市の支援チームや県と連携した「校内いじめ対策委員会」の活用を行い、いじめの問題の早期解決に努めます。
- ③ いじめを生まないための教育活動を推進します。
 - 命の大切さを学ぶ特別の教科「道徳」を充実させます。
 - ・指導者のローテーションによる道徳科の授業
 - ・多様な教材・教具を使った学習指導
 - 命や環境を大切に作る心を育む学級活動や体験活動を充実させます。
 - ・学級の問題解決に向けた話し合い活動
 - ・SDGsに関する学習、ごみ減量教育
 - 人間関係をつくる教育活動を推進します。
 - ・新入生歓迎行事
 - ・体育祭
 - ・音楽文化発表会
 - ・3年生を送る会
 - 学校における「いじめを生まない独自の取組」を実施します。
 - ・生徒会主催の全校集会
 - ・学級レクリエーション
 - 校長等による、命の大切さやいじめに関する講話を実施します。

④ 生徒理解と教育相談体制の整備

- 教育相談強調月間（5月、9月、3月）における教育相談週間を実施します。
- 相談や通報等を受けた時は、「いじめ」の認識に立ち、その状況や対応の経緯等について客観的な事実確認を行い、その結果を市教育委員会に速やかに報告します。
- SC（外部の専門家）が参加する「校内いじめ対策委員会」を毎週開催し、学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備を推進します。

⑤ 教員研修の充実

- 学校基本方針の共通理解をはじめ、生徒理解、いじめの防止等の対策等に関する校内研修を生徒指導委員会が中心となって実施します。
- 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や市教育委員会主催の研修会に計画的に参加します。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に積極的に協力するとともに、調査研究の成果を校内研修の指導資料としてその活用に努めます。

⑥ 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者が、子どもの規範意識を養うための指導に生かせるよう、いじめに特化したリーフレット等の配布、相談窓口の紹介カードの配布などの家庭への支援を行います。
- 家庭において、インターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見のために、PTA総会や保護者会の折に学校からネットモラルに関する啓発の機会を設けます。
- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努めます。
- いじめ防止基本方針を、ホームページで公開するとともに、学校だより、年度初めの始業式、PTA総会等での説明の機会をつくります。

⑦ 適切な学校評価・教員評価

- いじめ問題に関するアンケート、個人面談、校内研修等の実施状況等の学校の取組を評価し、その結果を踏まえて学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。
- いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置づけられたPDCAサイクルに基づき学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価します。
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かします。
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組の改善に活かします。